

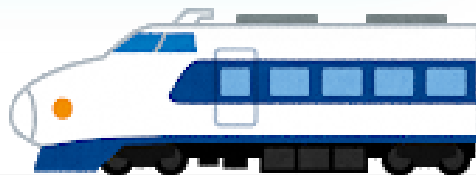
清水町から 新幹線で通学しよう

～新幹線通学費の一部を貸与します～

対象者

清水町内に住所を有し、新幹線駅を利用して三島駅から90km以上(※1)にある大学等(※2)へ通学する30歳未満(※3)の学生(※4)

(※1)新横浜駅以東、掛川駅以西 (※2)大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程)
(※3)申請時点 (※4)貸与を受ける年度内に地域活動等に参加する必要があります



貸与金額

新幹線区間の通学定期代(1か月あたり)の10分の3以内
(上限2万円)(※5)

(※5)貸与額は千円未満切捨となります



貸与期間

貸与開始から卒業までの正規の修業期間



返還について

貸与期間の2倍の期間以内に返還いただきます。
大学等を卒業した翌月から返還が始まります。
ただし、退学や転出(住民票を移していない場合を含む)等した場合はすぐに返還が始まります。

卒業後、引き続き
清水町に在住し、
町民税の所得割を
完納した場合

返還免除



清水町企画課企画調整係

TEL:055-981-8279 ☎

窓口:平日8:30~17:15



清水町 新幹線通学費

検索



申請の仕方



申請時

①貸与申請



- ・貸与申請書 (様式第1号)
- ・通学調書 (様式第2号)
- ・在学証明書 等
- ・定期券の写し
- ・債権者登録申込書

②貸与決定

③誓約書等提出



- ・誓約書 (様式第4号)
 - ・連帯保証人の印鑑登録証明書
- ※連帯保証人は申請者と生計が別である必要があります。

④貸与額支払 (初回) (¥)

定期を継続購入したとき

〈定期券購入の都度〉



- ・定期券の写し
- ※定期券の有効期間の末日までに提出

貸与額支払 (都度) (¥)

〈進級したとき〉



- ・在学証明書 (進級学年分)

卒業したとき

※重要事項の変更や休学等の場合、届出書 (様式第5号) の提出が必要です

⑥返還書類提出



- ・届出書 (様式第5号)
 - ・借用証書 (様式第8号)
 - ・返還明細書 (様式第9号)
 - ・返還猶予申請書 (様式第12号)
- ※希望する場合のみ

⑤卒業状況確認